

自転車等を放置するとどうなる？

西条市での放置自転車等対策（案）

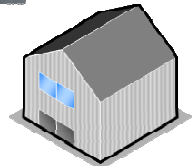
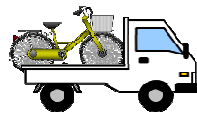
対象となる場所

「放置自転車等」とは、公共の場所（JRの駅駐輪場、道路、広場、公園、駐車場その他、公共の用に供する場所で市が設置し、または管理するもの）に置かれている自転車等（自転車及び原動機付自転車）で、利用者が自転車等から離れて、直ちに移動できない状態のものをいいます。

駅の駐輪場も対象になります



撤去までの流れ



巡回・警告

（放置された自転車等に警告票を貼付します）

撤去

（警告しても移動しない自転車等は撤去します）



保管

（撤去した自転車等は、保管場所にて保管します）

通知書送付

（盗難届の有無を確認し、所有者へ引取通知書を送付します）

引き取り

（保管場所で1ヶ月間保管し、所有者からの引き取りを待ちます）

処分

（引き取りにこない自転車等は市で売却または処分します）

返還の手続き

【返還時に必要なもの】

- ・引取通知書
- ・身分を証明できるもの（運転免許証・健康保険証など）
- ・自転車等の鍵
- ・撤去保管費用



注意

返還の際は保管費用が徴収されます

